

質問に お答えします



働き方改革関連法の時間外労働の上限規制や有給休暇付与の義務化等労働基準法改正について

労働時間等設定改善法が改正され、この制度を導入することが、事業主の努力義務となりました。（施行日は2019年4月1日です）。

時間外労働の上限規制等は罰則付きの強行規定ですが、勤務間インターバル制度は事業主の努力義務にとどまるため認知度も低く、取り組む事業場もまだ十分とはいえないようです。

平成31年「就労条件総合調査」によると、勤務間インターバル制度の導入状況別企業割合は、「導入している」企業3・7%（前年調査1・8%）、「導入を予定又は検討している」企業15・3%（同9・1%）となっています。

勤務間インターバル制度とは、一日の勤務終業時刻と、翌日の始業時

刻までの間に一定時間の休憩時間（インターバル時間）を確保する仕組みのことです。

労働時間等見直しガイドラインにおいては、勤務間インターバル制度により、労働者の生活時間や睡眠時間を確保し、労働者の健康の保持や仕事と生活の調和を図るために有効であることから、その導入に努めること。なお、当該一定時間を見直す際には、労働者の通勤時間、交替制勤務等の勤務形態や勤務実態等を十分に考慮し、仕事と生活の両立が可能な実効性ある休息が確保されるよう配慮すること」とされています。

過度な労働時間（過小な休息時間）は健康の悪化と生産性の低下を招きます。健康の保持増進、生産性の向上をはかるためには、過大な長時間労働、過小な「休息時間（勤務間インターバル）」を是正することが必要で

あります。

勤務間インターバル制度の導入に当たっては、企業割合を10%以上の実現等につながります。

時間外・休日労働協定に特別条項を設ける場合に、過重労働による健康障害の防止を図る観点から限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康、福祉を確保するための措置（健康福祉確保措置）を協定することとされています。その健康福

「勤務間インターバル制度」について

社確保措置の一つが勤務間インターバル制度です。「過労死等防止のための対策に関する大綱」では、勤務時間目標は、勤務間インターバル制度については、労働者30人以上の企業のうち、企業の割合を20%未満に①制度を知らなかつた②制度を導入している企業割合を10%以上の実現等につながります。

勤務間インターバル制度と示しております。事業者は制度導入のさらなる推進が求められています。

（いずれも2020年まで）勤務間インターバル制度の導入に当たっては、企業割合を10%以上の実現等につながります。

勤務間インターバル制度の導入に当たっては、企業割合を10%以上の実現等につながります。

マニュアルが発行されると示しており、事業者は制度導入のさらなる推進が求められています。

3月に制度導入に向けたマニュアルが発行されると示しております。詳しくは厚生労働省「働き方・休み方改善ポータルサイト」をご覧ください。（オノ労働衛生コンサルタント事務所所長 尾野吉則）